

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	坂元小学校講堂(屋内運動場)増築事業	事業番号	A-1-1
交付団体	山元町		事業実施主体(直接/間接)	山元町(直接)	
総交付対象事業費	88,317(千円)		全体事業費	88,317(千円)	
事業概要					
<p>著しい被害を受けた山元町沿岸部(全・半壊家屋 約 3,200 棟)の復興のため、今後、新・坂元駅及び新・山下駅を中心とする新たな地域づくりを行う必要がある。</p> <p>当該事業においては、新・坂元駅を中心とする新市街地の安全・安心な生活の確保のため、坂元地区の避難拠点となる坂元小学校の講堂(屋内運動場)の増改築を行い、避難拠点としての機能強化を図る。</p> <p>※これまでの交付金申請において、改築工事費について交付決定を受けているが、避難所機能の充実を図るため、今回の申請にて上記 88,317 千円を追加計上したく、申請するもの。</p> <p>なお、坂元小学校の講堂(屋内運動場)については、震災以前から「構造上危険な状態にある建物(危険建物)」と認められていたことから、制度上、災害復旧の対象施設から除外される。</p> <p>また、現在、屋内で運動可能な施設がないため、主に校庭を使用しているが、悪天候時などは、視聴覚室にマットを敷いてマット運動や跳び箱を行っている状況である。</p> <p>※山元町震災復興計画該当箇所及び概要</p> <p>6 復興のポイントと方向性- (4) 学校教育・生涯学習- ①安全・安心な学校教育の確保・災害に強い教育環境づくりのため、学校施設設備の改築、改修を行います。</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 実施設計、既存建物解体工事					
<平成 25 年度> 改築工事の実施(平成 26 年 3 月の卒業式に使用できるよう改築工事を実施したい。)					
東日本大震災の被害との関係					
津波で被災した中浜小学校については、同じ場所での学校再開は、児童の安全を守るという視点から不適であると判断し、坂元小学校に中浜小学校を統合した。今後、坂元地区の新たな地域づくりを行ううえでも、避難拠点となる坂元小学校の機能強化が必要となる。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	54	事業名	坂元小学校講堂(屋内運動場)機能強化・回復事業	事業番号	◆A-2-1-2
交付団体	山元町		事業実施主体(直接/間接)	山元町(直接)	
総交付対象事業費	34,624(千円)		全体事業費	34,624(千円)	
事業概要					
<p>著しい被害を受けた山元町沿岸部(全・半壊家屋 約 3,200 棟)の復興のため、今後、新・坂元駅及び新・山下駅を中心とする新たな地域づくりを行う必要があり、当該基幹事業において、新・坂元駅を中心とする新市街地の安全・安心な生活の確保及び避難拠点整備を目的とし坂元小学校の講堂(屋内運動場)の改築を行う。</p> <p>この改築に併せ、避難拠点としての機能強化を図るため整備を行うとともに、屋内運動場内に従前より備えられる必要備品についても整備を行うもの。</p>					
※山元町震災復興計画該当箇所及び概要					
6 復興のポイントと方向性 - (4) 学校教育・生涯学習 - ①安全・安心な学校教育の確保・災害に強い教育環境づくりのため、学校施設設備の改築、改修を行います。					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度> 講堂改築工事と併せ実施する。</p> <p>※平成 26 年 3 月の卒業式に使用するため、平成 25 年度完了を目指す。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波で被災した中浜小学校については、同じ場所での学校再開は、児童の安全を守るという視点から不適であると判断し、坂元小学校に中浜小学校を統合した。今後、坂元地区の新たな地域づくりを行ううえでも、避難拠点となる坂元小学校の機能強化が必要となる。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-2-1
事業名	坂元小学校講堂(屋内運動場)改築事業
交付団体	山元町
基幹事業との関連性	
<p>坂元地区の防災拠点として整備される講堂と併せ、これまで備えてあった備品等を整備することにより、防災拠点としての機能回復、強化を図ることができ、改築することにより得られる効果をなお一層高めることができる。</p>	

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
-交付団体		山元町	事業実施主体 (直接/間接)	山元町	
総交付対象事業費		146,730 (千円)	全体事業費	146,730 (千円)	
事業概要					
<p>山元町の漁業の復旧・復興を図るため、津波により被災した磯浜漁港の荷捌所の再建を図るとともに、漁具倉庫についても、震災以前の利便性を確保する観点から、併せて整備を行う。</p> <p>※ 漁具倉庫は、従前漁港周辺の自宅敷地内等に漁具を保管していたが、現在その土地は災害危険区域に指定されているため再建ができない。よって従前の利用が困難な状況である。</p> <p>震災復興交付金第 2 回申請において、「荷捌所」「漁具倉庫」の建設費、測量設計費等、合計 84,420 千円の決定を受け、建設準備を進めてきたが、当初設計の事業費算出精度や必要資材の整理、人件費及び資材高騰等により、事業費の不足が生じたため、今回改めて申請する。</p> <p>【事業費の推移】</p> <p>第 2 回申請時 荷捌所 : 57,500 千円 (冷海水装置含む) 漁具倉庫 : 23,000 千円</p> <p>今回申請額 荷捌所 : 86,400 千円 (28,900 千円増) 漁具倉庫 : 50,400 千円 (27,400 千円増)</p>					
※山元町震災復興計画該当箇所及び概要					
・ 6 復興のポイントと方向性ー (2) 産業ー②水産業					
・ 水産業の本格的操業にむけて施設を整備する。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
荷捌所と漁具倉庫の測量設計を行う。					
<平成 25 年度>					
荷捌所及び漁具倉庫の建築・設備工事を行う。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波により、磯浜漁港施設においては、護岸堤体部の倒壊、防波堤や物揚部の沈下、消波ブロックの飛散などの被害がある。また、漁具倉庫と水産物荷捌所が流出等し、約 153 百万相当の被害がでている。</p> <p>なお、周囲の漁村、磯地区 151 世帯についての建物は、ほぼすべてが全壊し、漁業従事者においても、漁船のみならず、家屋や倉庫、漁具などを失っている状況である。</p> <p>このような状況に置かれている山元町の漁業を一刻も早く復興するためには、共同施設である水産物荷捌所及び漁具倉庫の整備が必要である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
磯浜漁港災害復旧 L=639.4m C=417,837 千円					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	鉄道整備に伴う特定環境影響評価事業	事業番号	◆D-23-2-1
交付団体	山元町		事業実施主体 (直接/間接)	山元町	
総交付対象事業費	173,000 (千円)		全体事業費	173,000 (千円)	

事業概要

復興まちづくりをにあわせ、JR 常磐線を移設することとしているが、移設に必要な環境影響評価の手続きについて、特区法に定められた復興整備計画として JR 常磐線復興整備事業を行うことで、環境影響評価法の特例が受けられることとなり、同法に基づく手続きに依らず文献調査等による簡易的な環境影響評価の実施に替えることができる。

鉄道の早期復興を実現するため、特区法の活用をする必要があるが、同法の規定では通常鉄道事業者が行うこととされている環境影響評価を市町村が行うこととされていることから、平成 25 年 4 月 12 日に評価書の公告・縦覧を終えている。今後は、JR 常磐線の早期着工を促進するため、国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則 (平成 23 年国土交通省・環境省令第 4 号) 第 13 条に基づき事前調査で実施されていない詳細な現地調査 (事後調査) を実施する。

なお、平成 25 年に実施した特定環境影響評価の公告・縦覧に伴う評価書については、常磐線の復旧工事を早期に着工する必要があることから、事業者である JR 東日本の協力を得て作成したものであり、事後調査については、国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第 13 条に基づき被災市町村が事後調査を実施する。

事業内容：環境影響評価業務委託 (事後調査)

※山元町震災復興計画該当箇所及び概要

・ 4 グランドデザイナー (2) 土地利用計画一

① 居住地ゾーン ～安全性と利便性を兼ね備えた居住環境を整備します～

・ 国道 6 号沿いには、公共施設や駅を核とし、日常生活に必要な商業施設の誘致を図るなど、「町の顔」となるコンパクトで質の高い中心市街地の形成を図ります。

⑥ 災害に強い交通ネットワーク整備

・ JR 常磐線は、津波被害の小さかった国道 6 号側へ移設し、多重防御機能にも配慮した構造にするとともに、まちづくりにあわせた早期整備を JR 側と調整していきます。

当面の事業概要

<平成 25~26 年度> 特定環境影響評価事後調査業務委託

東日本大震災の被害との関係

JR 常磐線は、津波被災により互理駅以南が不通となっており、復興まちづくりには、JR 常磐線の再開が重要な課題であり、JR 常磐線の移設に係る環境影響評価の手続きを特区法に基づき町が実施することにより、JR の早期の再開が期待され、復興を促進することとなる。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-23-2
事業名	防災集団移転促進事業
交付団体	山元町

基幹事業との関連性

津波で被災した住民の移転先として、「防災集団移転促進事業」や「津波防災拠点整備事業」により安心で安全な居住地の整備を図ることとしている。津波で被災した JR 常磐線も被害の少ない内陸へ移設するが、新しいまちづくり (防集事業及び津波事業) にあわせ新駅を整備することにより、駅を中心とした利便性の高い市街地が形成され、効果的に復興を推進することができる。